

国内在住外国人等インフルエンサーを活用した欧米豪市場向け情報発信業務
企画コンペ実施要領

1 業務の目的

訪日旅行に関心のある欧米豪市場をターゲットに、国内在住の外国人等インフルエンサーによる情報発信等を行うことにより、本県の認知度向上及び誘客拡大を図る。

2 業務の内容

別添「業務委託仕様書」による。

3 委託期限

令和 8 年 3 月 20 日（金）

4 予算額（契約上限額）

2,145 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。

5 企画コンペへの参加資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規程に該当しない者。
- (2) 鹿児島県物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 15 年鹿児島県告示第 416 号）第 3 条又は第 4 条の規定による指名停止を受けている者でないこと。
- (3) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱の規定に該当しない者であること。

6 参加申込方法

企画コンペへの応募について、別添「参加表明書」（様式 1）を令和 7 年 5 月 19 日（月）午後 5 時までにメール又は F A X により提出すること。なお、送信後は必ず電話確認を行うこと。

7 提出書類等

以下の項目について、別紙「業務委託仕様書」を満たす内容とし、できるだけ詳細に記載するものとする。

なお、提案にあたっては、統計情報や各種調査レポート、自社の業務実績など、できる限り客観的なデータを用いた記載に努めること。

(1) 応募書類

- ① 企画提案書（任意様式）

以下の内容を含む提案とすること。

ア 業務の実施体制・スケジュール管理

- ・実施体制
- ・業務の総括責任者及び各パートの責任者の役職及び実績
- ・事業者概要
- ・準備及び効果測定を含めた業務スケジュール

イ 招聘するインフルエンサーについて

- ・プロフィール
- ・過去の発信内容及び閲覧数
- ・フォロワー情報（フォロワー数、フォロワー属性等）
- ・選定理由

ウ 情報発信方法

- ・SNSや動画サイトの選定理由
- ・鹿児島県観光サイトへの誘導方法
- ・実際の鹿児島旅行に繋げていく方法

エ 効果測定方法

- ・本業務の有効性を測る成果指標（KPI）及びその目標
- ・その他、本業務に基づく情報発信が鹿児島県への来訪に起因したかどうかを測定する方法の提案がある場合は、その測定方法
- ・本業務に基づく波及効果の測定について提案がある場合は、波及効果の内容（指標）、測定方法及び目標

オ 本業務と同様または類似した事業受託の実績や成果

② 見積書（任意様式）

各積算項目の単価及び数量内訳を記載し、すべての費用を積算すること。

なお、提案にあたっては2,145千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を上限として積算すること。

また、見積書作成にあたっては、業務を実施するために必要な全ての経費について可能な限り項目を細分化し、具体的に記載すること。

③ 法人の概要書（任意様式）

代表者、所在地、事業内容、役員、連絡先等を記載すること。

④ 質問書（様式2）

本件事業に関する事項の質疑は、別添「質問書」により、メール又はFAXにて受け付ける。なお、送信後に必ず電話確認を行うこと。

ア 質問書の提出期限は令和7年5月14日（水）午後5時とし、以下「14 連絡・提出先」の連絡先あてメール又はFAXにて提出すること。

イ 回答は質問者に対してメールで行い、最終回答は令和7年5月16日（金）午後5時までに行う。

⑤ 誓約書及び役員名簿（様式3）

上記5-(3)について、鹿児島県警察本部に照会するために使用する。

なお、鹿児島県の入札参加資格者等名簿に記載されている場合は提出不要とする。

(2) 応募書類についての留意事項

- ① 応募書類はA4サイズ、横書きとする。
- ② 応募書類の提出は1社1提案とする。
- ③ 応募書類の作成及び提出に係る費用等、応募に要する全ての経費は応募者の負担とする。
- ④ 提出された応募書類については返還しない。
- ⑤ 必要により、追加資料提出の要請やヒアリング等を実施することがある。
- ⑥ 応募書類は、受託者選定作業等必要な範囲において複製することがある。
- ⑦ 採用された応募書類の使用権は、鹿児島県に帰属する。
- ⑧ 選定した提案内容については、行政機関が取得した文書について開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。

8 応募書類の提出等

- (1) 提出期限：令和7年5月26日（月）午後5時必着
- (2) 提出場所：以下「14 連絡・提出先」記載の連絡先
※ 持参又は郵送による。ただし、郵送の場合は提出期限内に到着すること。
- (3) 提出書類：7-(1)に定める書類のうちの①～③（又は①～③及び⑤）
- (4) 提出部数：7部

9 事業実施後の成果品

- (1) 委託業務終了届
- (2) 実績報告書（業務の取組内容、取組結果等（別紙「国内在住外国人等インフルエンサーを活用した欧米豪市場向け情報発信業務委託仕様書」を満たすもの）
- (3) その他、鹿児島県観光・文化スポーツ部PR観光課と受託者が協議の上必要と判断したもの

10 選考・決定（委託契約）方法

- (1) 応募のあった提案については、鹿児島県観光・文化スポーツ部PR観光課に設置する企画提案委員会において、書類審査により事業者を選定することとし、選定結果は提出者全員に通知する。
委託契約については、原則として第一位選定者とするが、委託に関して必要な協議が合意に至らない場合、又は、提出書類に虚偽の記載がされていた場合はその選定を取り消すとともに、選定委員会で次順位以降の者を繰り上げて、協議の上契約する。
- (2) 応募が1事業者のみであった場合、又は、審査の結果同点となった事業者が2社以上あった場合は、選定委員会で協議の上決定する。
- (3) プレゼンテーション等は予定していない。

11 審査・選考基準

審査・選考基準については、次の各号に掲げる観点について、審査に際し、別に定めるものとする。

- (1) 事業の趣旨、内容に沿った企画提案書であること。
- (2) 事業実施体制などを含めて、業務遂行が確実なものであること。
- (3) 必要経費が適正に計上されていること。

12 その他

- (1) 企画提案書を提出しなかった場合や、提出期限までに企画提案書が到達しなかった場合は、いかなる理由をもっても企画コンペに参加できない。
- (2) 提出された提案書、審査内容、審査経過については公表しない。また、審査内容及び評価結果に対する異議申し立ては認めない。
- (3) 選定にあたっては、提案された内容を総合評価し決定する。このため、業務を実施するにあたっては、鹿児島県観光・文化スポーツ部PR観光課と協議して進めていくものとし、提案された内容を全て実施することを保証するものではない。
- (4) 実施に際し、この仕様書に定めのない事項については、鹿児島県PR観光課と協議の上、決定するものとする。

13 スケジュール（予定）

- | | |
|----------------------|------------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 令和7年4月28日（月） |
| (2) 企画提案書に関する質問受付期限 | 令和7年5月14日（水）午後5時 |
| (3) 企画提案書等に関する質問への回答 | 令和7年5月16日（金） |
| (4) 企画提案への参加申込期限 | 令和7年5月19日（月）午後5時 |
| (5) 企画提案書等の提出期限 | 令和7年5月26日（月）午後5時 |
| (6) 企画提案書の選考 | 令和7年5月29日（木） |
| (7) 選考結果の通知 | 令和7年6月3日（火） |
| (8) 契約締結 | 令和7年6月中旬予定 |

14 連絡・提出先

〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県観光・文化スポーツ部PR観光課海外誘致係 梅木

TEL：099-286-2997 FAX：099-286-5580

メールアドレス：cruise@pref.kagoshima.lg.jp

※ 連絡の際の件名は「国内在住外国人等インフルエンサーを活用した欧米豪市場向け情報発信業務企画コンペについて（※法人名）」としてください。